2　前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の四（新租税特別措置法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の九、第四十二条の十一、第四十二条の十二、第六十二条及び第六十二条の三（新租税特別措置法第六十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新租税特別措置法第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十一第二項及び第四十二条の十二第一項中「並びに法人税法」とあるのは「、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、新租税特別措置法第六十二条第六項第二号中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに法人税法」という。）第四十二条の十」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第一項第二号中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第二項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第三項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第四項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第五項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第六項第二号中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第六項第三号中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第七項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第八項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第九項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第十項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第十一項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第十二項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第十三項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第十四項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第十五項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第十六項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第十七項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第十八項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第十九項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第二十項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第二十一項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第二十二項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第二十三項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第二十四項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第二十五項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第二十六項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第二十七項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第二十八項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第二十九項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第三十項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第三十一項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第三十二項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第三十三項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第三十四項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第三十五項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第三十六項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第三十七項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第三十八項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第三十九項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第四十項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第四十一項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第四十二項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第四十三項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第四十四項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第四十五項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第四十六項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第四十七項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第四十八項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第四十九項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第五十項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第五十一項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第五十二項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第五十三項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第五十四項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第五十五項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第五十六項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第五十七項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第五十八項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第五十九項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第六十項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第六十一項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第六十二項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第六十三項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第六十四項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第六十五項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第六十六項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第六十七項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第六十八項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第六十九項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第七十項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第七十一項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第七十二項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第七十三項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第七十四項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第七十五項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第七十六項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第七十七項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第七十八項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第七十九項中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による